

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

### ページ

- 北九州市市税条例の規定による申告等の期限に係る期日の指定【財政・変革局税務部税制課】 2
- 指定管理者の指定【環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進課】 3
- 指定管理者の指定【都市ブランド創造局観光にぎわい部MICE・エンターテインメント課】 4
- 市道の路線認定【都市整備局道路部管理課】 5
- 市道の路線変更【都市整備局道路部管理課】 7
- 市道の路線廃止【都市整備局道路部管理課】 8
- 指定管理者の指定【都市整備局住宅部住宅管理課】 9

北九州市告示第471-2号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第8条第1項の規定により、令和6年北九州市告示第14-2号において別に告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、下記のとおり指定する。

令和6年12月19日

北九州市長 武内和久

1 指定する地域

都道府県名	地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

2 指定する期日

対象となる期限	指定する期日
令和5年度分及び令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	令和7年2月10日
令和5年度分の固定資産税及び都市計画税の第4期並びに令和6年度分の固定資産税及び都市計画税の第1期、第2期並びに第3期に係る納期限	令和7年2月28日
令和6年度分の軽自動車税の納期限	令和7年1月31日
上記以外の申告等に関する期限	令和7年1月31日

北九州市告示第479号

北九州市響灘ビオトープ条例施行規則（平成24年北九州市規則第78号）  
第13条の規定により、北九州市響灘ビオトープの指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月24日

北九州市長 武内和久

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名称	住所	
響灘ビオトープ共同事業体	北九州市若松区高須西一丁目14番13号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

北九州市告示第480号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条及び北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年北九州市規則第12号）第6条の規定により、北九州国際展示場及び北九州国際会議場の指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月24日

北九州市長 武内和久

指定管理者に指定した者		指定する期間
名称	住所	
公益財団法人北九州観光コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

北九州市告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3296	白野江49号線	門司区白野江四丁目	門司区白野江四丁目
3297	大里東49号線	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
6417	石田南14号線	小倉南区石田南二丁目	小倉南区石田南二丁目
6418	曾根新田北2号線	小倉南区曾根新田北二丁目	小倉南区曾根新田北二丁目
6419	高野30号線	小倉南区高野三丁目	小倉南区高野三丁目
6420	徳力113号線	小倉南区徳力二丁目	小倉南区徳力二丁目
6421	徳力114号線	小倉南区徳力二丁目	小倉南区徳力二丁目
6422	徳力115号線	小倉南区徳力二丁目	小倉南区徳力二丁目
7137	青山42号線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目
7138	青山43号線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目

7 1 3 9	青山 4 4 号線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目
7 1 4 0	永犬丸東町 5 9 号線	八幡西区永犬丸東町 三丁目	八幡西区永犬丸東町 三丁目
7 1 4 1	小鷺田町 2 3 号線	八幡西区小鷺田町	八幡西区小鷺田町
7 1 4 2	陣原 1 0 4 号 線	八幡西区陣原四丁目	八幡西区陣原四丁目
7 1 4 3	馬場山東 5 8 号線	八幡西区馬場山東三 丁目	八幡西区馬場山東三 丁目
7 1 4 4	馬場山東 5 9 号線	八幡西区馬場山東三 丁目	八幡西区馬場山東三 丁目
7 1 4 5	馬場山東 6 0 号線	八幡西区馬場山東三 丁目	八幡西区馬場山東三 丁目
7 1 4 6	南鷹見町 2 4 号線	八幡西区南鷹見町	八幡西区南鷹見町

北九州市告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
4515	津田貫2号線	新	小倉南区西貫一丁目	小倉南区西貫一丁目
		旧	小倉南区大字津田	小倉南区西貫二丁目
2481	北鷹見町2号線	新	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町
		旧	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町

北九州市告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
1295	魚町7号線	小倉北区魚町四丁目	小倉北区魚町四丁目
3890	小敷91号線	若松区ひびきの北	若松区ひびきの北
1110	大蔵3号線	八幡東区大蔵二丁目	八幡東区大蔵二丁目

北九州市告示第484号

北九州市営住宅条例施行規則（平成9年北九州市規則第33号）第39条の規定により、北九州市営住宅の指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月24日

北九州市長 武内和久

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者		指定する期間
	名称	住所	
北九州市営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき建設、買取り又は借上げをした住宅及びその付帯施設を除く。）（八幡東区及び戸畑区の一部業務を除く。）	北九州市住宅供給公社	北九州市小倉 北区浅野三丁目8番1号	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
北九州市営住宅（八幡東区及び戸畑区の一部業務に限る。）	北九州市住宅供給公社	北九州市小倉 北区浅野三丁目8番1号	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで